

住宅性能証明書の発行業務要領

株式会社都市建築確認センター

この要項は、株式会社都市建築確認センター（以下、「TKC」という。）が「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置に係る平成27年度税制改正について（平成27年4月1日国土交通省住宅局）」における非課税枠限度額加算措置を受けるにあたって必要とされる住宅性能証明書の発行に係る当社の業務について適用します。

I. 審査及び発行業務

1. 業務手続

(1) 審査・発行の条件

①審査対象が下記の業務区域内にあること

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都
神奈川県、山梨県及び長野県の全域

②適合審査に必要な書類の提出があること

ア図面審査

省エネ性	耐震性	バリアフリー性
・申請書 ・設計内容説明書 ・付近見取図 ・配置図 ・仕様書 ・各階平面図 ・立面図 ・断面図 ・矩計図 ・外皮等求積図 ・計算書 ・その他審査に必要な書類	・申請書 ・設計内容説明書 ・付近見取図 ・配置図 ・仕様書 ・各階平面図 ・立面図 ・断面図又は矩計図 ・基礎伏図 ・各階床伏図 ・小屋伏図 ・各種計算書 ・その他審査に必要な書類	・申請書 ・設計内容説明書 ・付近見取図 ・配置図 ・仕様書 ・各階平面図 ・立面図 ・断面図又は矩計図 ・その他審査に必要な書類

イ現場審査

現場検査予約書

施工状況報告書

(2) 業務の引受け

適合審査申請書又は現場審査依頼書の提出があった場合は、提出書類に不備の

ないことを確認のうえ引受承諾書及び請求書を交付いたします。

(3) 図面審査の実施

提出された図書の審査をし、疑義がある場合は申請者又は代理者に問い合わせをして誤りがある場合は訂正をしていただきます。

(4) 現場審査の実施

提出された図書に基づき現場審査を実施いたします。

＊現場検査予約書を概ね1週間前までにFAX又はメールしていただきます。

(5) 住宅性能証明書の発行

- ① 審査が完了し基準に適合していると認める場合、入金がされたことを確認し、住宅性能証明書を発行します。
- ② 提出図書の内容が基準に適合しない場合は、不適合通知書を発行します。

(6) 電子申請 電子情報処理組織による受領、発行

- ① TKCは、この申請において申請者と協議したうえで電子情報処理組織にて申請を行います。
- ② 電子情報処理組織による申請があった場合、申請に係る電磁的記録がTKCの使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録がされた時にTKCに到達したものとみなします。
- ③ 電子情報処理組織により申請が行われた場合においては、当該電磁的記録の提出をもって、書面で申請する場合に必要とする部数の提出があったものとみなします。

2. 適合審査の方法

(1) 図面審査

省エネ性又は耐震性若しくはバリアフリー性の基準に適合していることを提出図書により審査します。

(2) 現場審査

省エネ性又は耐震性若しくはバリアフリー性に関して提出図書と現場の整合性等について審査します。

現場審査の時期は原則として次のとおりです。

①新築住宅

・省エネ性 下張り工事直前工事の完了時

- | | |
|----------|---|
| | 竣工時 |
| ・耐震性 | 基礎配筋工事の完了時
躯体工事完了時（建設性能評価と同じ）
竣工時 |
| ・バリアフリー性 | 下張り工事直前工事の完了時
竣工時 |

②既存住宅

- | | |
|----------|-----------------|
| ・省エネ性 | 小屋裏の点検口から断熱材を確認 |
| ・耐震性 | 劣化事象がないことを確認 |
| ・バリアフリー性 | 劣化事象がないことを確認 |

II. 検査料金について

別表の通りです。

III. 秘密保持について

当社社員及び審査員並びにこれらであった者は、この適合審査の業務に関して知り得た秘密を洩らし、又は自己の利益のために使用いたしません。

IV. 帳簿の作成について

当社は、次の（１）から（９）までに掲げる事項を記載した証明書の発行業務管理帳簿（以下、帳簿という。）を作成し、事務所に備え付けて施錠のできるロッカー等に収納し、秘密情報の漏洩及び目的外の利用等のない確実な方法で保管します。

- （１）申請者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- （２）証明書の発行業務の対象となる建築物の名称
- （３）証明書の発行業務の対象となる住宅の家屋番号及び所在地
- （４）証明書の発行業務の対象となる住宅の建て方
- （５）証明書の発行業務の対象となる住宅に適用した住宅性能
- （６）適合審査の申請を受けた年月日
- （７）適合審査を行った審査員の氏名
- （８）適合審査料金の金額
- （９）証明書又は不適合通知書を発行した年月日

ただし、上記に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ当社において電子計算機その他の機器を用いて紙面に明確に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもって帳簿に代えることができる。

V. 帳簿等書類の保存について

帳簿は、適合審査業務の全部を終了した日の属する年度、適合審査用提出図書及び証明書の写しは証明書を発行した日の属する年度から 5 事業年度保管します

VI. 国土交通省等への報告等

当社は、公正な業務を実施するために国土交通省等から業務に関する報告等を求められた場合には、適合審査の内容、判断根拠その他の情報について報告等をします。

平成 2 5 年 7 月 1 日制定

平成 2 6 年 4 月 1 日改訂

平成 2 7 年 4 月 1 日改訂

平成 2 8 年 4 月 1 日改訂

令和 3 年 1 月 1 日改訂

令和 5 年 1 月 20 日改訂